

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に
 基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
 (平成31年3月26日～4月24日(ダイズ1件、トウモロコシ4件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
<p>チョウ目害虫抵抗性及び除草剤ジカンバ及びグリホサート耐性ダイズ (cry1A.105, 改変 cry2Ab2, 改変 cry1Ac, 改変 dmo, 改変 cp4 epsps, <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87751 × MON87701 × MON87708 × MON89788, OECD UI: MON-87751-7 × MON-87701-2 × MON-87708-9 × MON-89788-1)並びに当該ダイズの分離系統に含まれる組合せ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>除草剤グリホサート誘発性雄性不稔性及び除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ (改変 dmo, pat, ft_t, 改変 cp4 epsps, <i>Zea mays</i> s ubsp. <i>mays</i> (L.) Illis) (MON87429, OECD UI: MON-87429-9)</p>	<p>隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (zmm28, pat, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Illis) (DP202216, OECD UI: DP-202216-6)</p>	<p>隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DvSSJ1, ipd072Aa, pat, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Illis) (DP23211, OECD UI: DP-023211-2)</p>	<p>隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>

<p>コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (<i>DvSSJ1</i>, <i>ipd072Aa</i>, <i>pat</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Illtis) (DP62151, OECD UI: DP-062151-8)</p>	<p>隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
---	--

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成31年3月26日（火）から平成31年4月24日（水）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数 35 件

（うち本件に関わる御意見 31 件、うち本件に関わらない御意見 34 件

内訳については、1件に複数の御意見がある場合は各々1件とカウントしています。）

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ及びワタの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>遺伝子組換え農作物の使用には反対です。花粉の飛散、こぼれ落ち等による生物多様性影響、長期間の使用による弊害が心配です。環境に与える影響については、未だ未解明な部分が多いです。</p> <p>承認数が日本は300品種以上と多いです。遺伝子組み換えに対して不安を持つ消費者が多い中で納得できません。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 31 件)</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法(平成15年法律第48号)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)に基づき、そして、生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。)に基づき、申請ごとに審査を行っています。また、食品表示に関しては、食品表示法において規定されています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により、生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1)雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、2)野生動植物に対して有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、3)在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか(交雑性)等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。また、我が国の自然条件下で生育した場合の特性が不明な場合には、申請者に対し、国内にある隔離ほ場での試験も課しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <p>申請者に、最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書(緊急措置計画書)等を申請書とともに提出するよう要求 提出データ等の妥当性等を確認 学識経験者の意見を聴取 必要に応じて、申請者に対し、追加データの提出や試験の実施等を要求 承認の可否を判断</p> <p>なお、こうした科学的な審査の手続きを終了し、これまでに承認された遺伝子組換え農作物は、185品種になります。</p>

	<p>また、承認後において、評価時点では予想できなかった環境の変化や、承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性影響が生じるおそれがあると認められた場合や、万が一生物多様性影響が生じた場合には、以下により対応することとしています。</p> <p>申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を効果的に防止するための措置を講ずる。</p> <p>必要に応じて、主務大臣は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずる。</p>
<p>審査に関わった学識経験者の経歴・名前・利益相反が示されておらず、審査方法として著しく透明性を欠いていると思います。 (同様の趣旨の御意見 2 件)</p>	<p>生物多様性影響評価検討会総合検討会及び当該検討会に先だって開催される生物多様性影響評価検討会農作物分科会の学識経験者の名前・所属等については、ホームページ等で公開しています。その上で申請者と利害関係があると認められる場合には、原則、審査に加わらないこととしています。</p> <p>また、学識経験者については、育種学、植物生理学、保全生態学、雑草学といった生物多様性影響評価書の検討に必要な幅広い分野から専門的な知見を有する者を選定しています。</p> <p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 10 条の規定に基づく農林水産大臣及び環境大臣が意見を聴く学識経験者の名簿 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/index.html#1-4</p>

その他、本件とは関係のない御意見等が 34 件ありました。